

小児慢性特定疾病医療費助成制度の概要について

制度目的・助成内容

児童福祉法第19条の2の規定により、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その**医療費の自己負担分の一部**を助成する。

7割	1割	2割
医療保険	小児慢性	自己負担

- 医療保険各法による医療給付を適用（約7割）し、総医療費に対し約**2割を自己負担した残額（約1割）を支給**
- 自己負担額が**月額自己負担上限額を超過した場合は、その超過額も合わせて支給**

対象者

- 小児慢性特定疾病の**対象疾病**及び**当該疾病の状態が認定基準に該当する18歳未満の児童**を対象
- ただし、**18歳に達する時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合（継続して医療受給者証を有する者）**に限り、**20歳を迎えるまで助成の対象**

対象疾病

対象となる疾病は下記**16疾患群**に分類される**788疾病**

1 悪性新生物	9 血液疾患
2 慢性腎疾患	10 免疫疾患
3 慢性呼吸器疾患	11 神経・筋疾患
4 慢性心疾患	12 慢性消化器疾患
5 内分泌疾患	13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
6 膠原病	14 皮膚疾患
7 糖尿病	15 骨系統疾患
8 先天性代謝異常	16 脈管系疾患

実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（特別区含む）

東京都においては、**八王子市及び児童相談所を設置する特別区（以下、「児童相談所設置区」）を除く**都内に住所を有する患児・保護者について、**医療費助成支給認定を実施**

東京都における支給認定件数（受給者数）（単位：人）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
7,515	7,666	7,469	8,465	8,309	7,077	6,615

令和元年度まで受給者数は増加傾向にあったが、令和2年度以降は減少傾向

背景

- **令和2年度以降、特別区における児童相談所の設置が進む**
- 児童相談所設置区には、東京都より小児慢性特定疾病医療費助成に係る事務が移譲
- 児童相談所設置区が実施主体として、区内の患児・保護者に係る支給認定を実施する

当該区内の受給者数に応じ、東京都での支給認定件数は減少

【特別区における児童相談所の開設状況】

開設年度	開設区
令和2年度	世田谷区・荒川区・江戸川区
令和3年度	港区
令和4年度	中野区・板橋区・豊島区
令和5年度	葛飾区

各事業における取組・対応

- **小児慢性特定疾病児童等移行期医療支援体制整備事業**においては、**事業の実施主体が都道府県であることから、東京都として児童相談所設置区内の小児慢性特定疾病児童等を含め**、事業対象として相談支援等を実施
- **小児慢性特定疾病児童等自立支援事業**においては、**任意事業（相互交流支援事業・学習支援事業）を実施するにあたり、各児童相談所設置区と協定を締結の上、児童相談所設置区内の小児慢性特定疾病児童等を含め**、事業対象として各種支援等を実施